

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組を行っています。また、11月30日(いいみらい)は、年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。

『ねんきんネット』をご利用いただくと、年金記録を確認したり将来の年金受給見込額を試算をすることができます。ぜひ、この機会にご利用ください。『ねんきんネット』については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、年金事務所にお問い合わせください。

問千葉年金事務所 ☎043-242-6320

佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の発行時期

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

→11月上旬

令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方

→令和3年2月上旬

令和2年中に納付した国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。過年度分や追納された保険料も含まれます。

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料についても控除が受けられます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に発送されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。

問ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

(ナビダイヤル)

・050から始まる電話で

おかけになる場合

☎03(6630)2525

受付時間

・月～金曜日

午前8時30分～午後7時

・第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、

12月29日～1月3日はご

利用いただけません。

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには日本年金機構(年金事務所)での手続きが必要です。

対象者

■老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たす方

①65歳以上であること

②世帯員全員が市町村民税が非課税であること

③年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下であること

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の要件を満たす方

・前年の所得額が約462万円以下であること

○年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または住民課国保年金班で請求手続きをしてください。

問ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

住民課国保年金班

☎(84)1214

